

県北広域振興局長告示第52号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した

。

平成24年10月19日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 名称 一戸町姉帯休猟区
- 2 区域 二戸郡一戸町地内の国道4号と主要地方道一戸葛巻線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道根反線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み九戸郡九戸村へと通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み二戸郡一戸町と九戸郡九戸村の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み県道姉帯戸田線と九戸郡九戸村の境界との交点に至り、同点から同県道を西に進み主要地方道一戸葛巻線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで